

つくばみらい市教育振興基本計画 後期基本計画（案）

令和4年12月

つくばみらい市教育委員会

目次

序章 策定方針.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 策定体制.....	3
5 計画の構成.....	3
6 策定方針.....	4
第1章 教育をめぐる社会の現状.....	5
第1節 教育をめぐる国・世界の現状.....	6
1 学校教育の現状.....	6
2 教育環境の現状.....	7
3 生涯学習の現状.....	8
4 教育をめぐる世界の現状.....	9
第2節 教育をめぐるつくばみらい市の現状.....	10
1 つくばみらい市の学校教育の現状.....	10
2 つくばみらい市の生涯学習の現状.....	12
第3節 つくばみらい市の教育課題.....	14
1 つくばみらい市の学校教育の課題.....	14
2 つくばみらい市の生涯学習の課題.....	15
第2章 基本理念.....	17
基本理念.....	19
基本目標.....	20
施策の体系.....	22
第3章 施策の展開.....	23
第1節 自分の可能性に挑戦する学力を育てる.....	24
1 幼児教育の充実.....	26
2 長期的な視点にたった教育の推進.....	27
3 確かな学力の定着.....	28
4 時代に対応した教育の推進.....	29
5 学力向上策としての質の高い学習の実現.....	30
6 共に暮らし、支え合う共生社会の形成.....	31

第2節 たくましく生きる強い心と体を育てる	32
1 子どもの豊かな心を育む教育の推進	34
2 子どもの心身の健康の保持増進	36
3 学校や地域におけるスポーツ活動の充実	37
第3節 新しい時代の教育を支える環境を創る	38
1 安全・安心な学校施設づくり	40
2 子どもの安全・安心の確保	41
3 学校の適正配置の推進	42
4 教職員の働き方改革	43
5 家庭と地域の教育力の向上	44
6 地域とともにある学校づくりの推進	45
第4節 生涯を通じ、いきいきと活躍する学びを創る	46
1 生涯学習環境の構築	49
2 質の高い学習機会の充実	50
3 生涯学習施設の整備・充実	51
4 生涯スポーツの推進	52
5 地域の文化や伝統の次世代への継承	53
6 青少年の健全育成への取組	54
第4章 計画の推進に向けて	55
1 庁内・家庭、地域・関係機関との連携	56
2 教育大綱との関係	56
3 進行管理手法の検討	57

序章
策定方針

1 計画策定の趣旨

「教育振興基本計画」は、「教育基本法第17条第2項」に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、本市の教育振興の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

同条第2項には「地方公共団体は前項の計画を参酌(参考にして取り入れること)し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とあり、自治体には国が定める「教育振興基本計画」を踏まえて、地域の個性を生かした地域独自の計画を策定することが求められています。

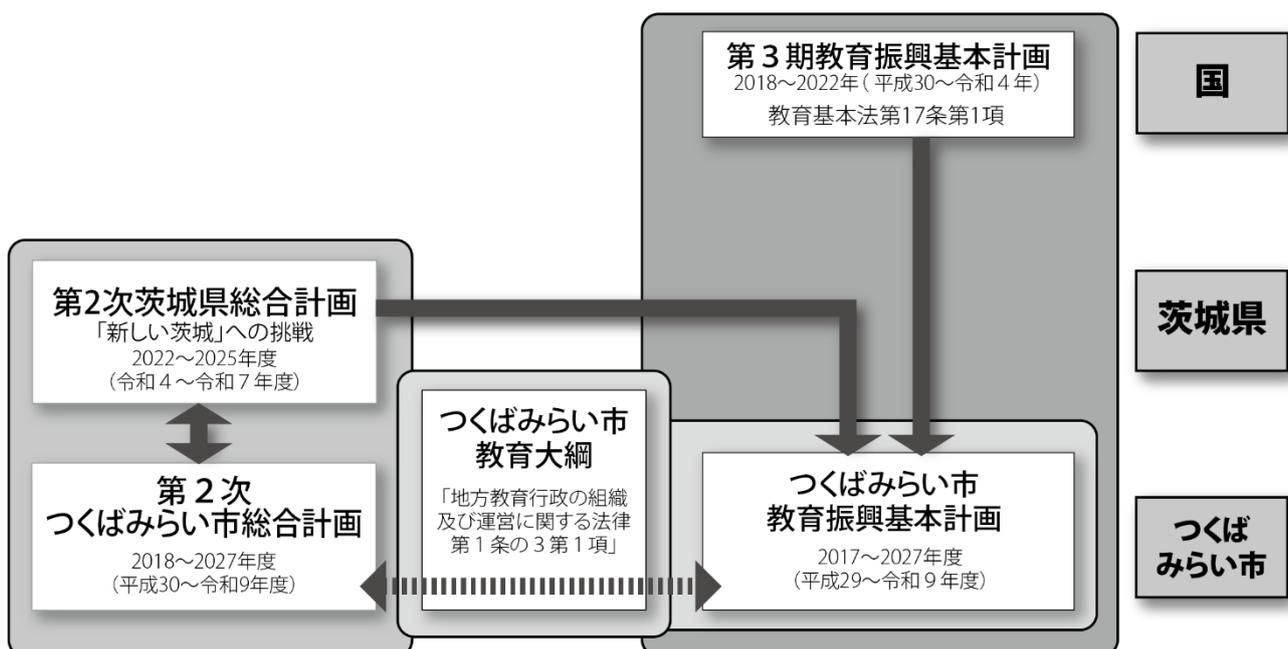
本市が目指すべき教育の理念、目標を明確にし、より質の高い教育の振興を図るために、2016年度(平成28年度)に策定した「つくばみらい市教育振興基本計画」の中間見直しを行い、2023～2027年度(令和5～9年度)の後期計画を策定します。

2 計画の位置づけ

「教育振興基本計画」は、本市の教育の総合的な指針として、学校教育、生涯学習、生涯スポーツなど、教育にかかるすべての施策を体系的に示す計画として策定します。

本計画の策定にあたっては、国・県の計画に示す内容を踏まえ、本市の最上位の計画である「第2次つくばみらい市総合計画」との整合を図ります。

また、本計画の基本的方向の策定にあたっては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項」の規定に基づく「つくばみらい市教育大綱[※]」を踏まえ「基本的方向(基本理念・基本目標)」と大綱が整合するよう策定するものものとします。



3 計画期間

「教育振興基本計画」の計画期間は、11年間とし、中間で見直しを図るものとします。

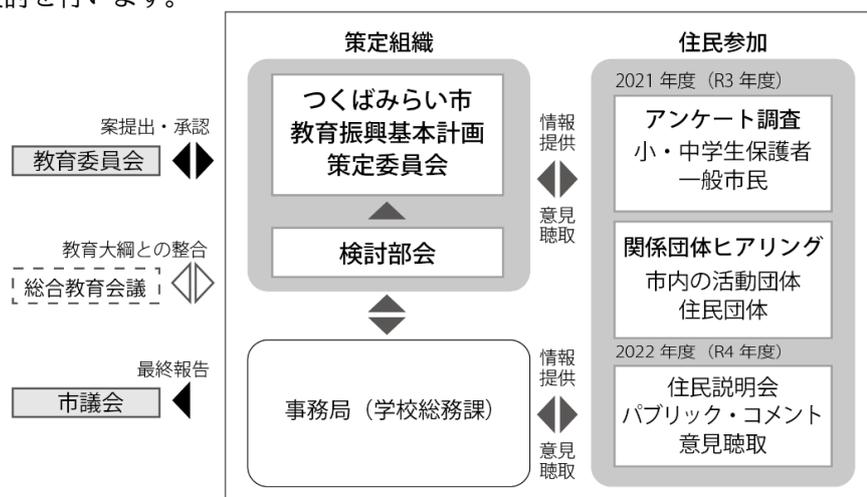
後期計画の目標年次は2023～2027年度(令和5～令和9年度)です。

2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R元年度 (H31年度))	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)
基本的方向 (基本理念・基本目標) 2017～2027年度 (H29～R9年度) (11年間)										
施策の展開 前期 2017～2022年度 (H29～R4年度)						施策の展開 後期 2023～2027年度 (R5～R9年度)				
中間見直し										

※コロナ禍の影響をかながみ見直しを2023年度(令和5年度)からに変更したため前期期間6年間、後期期間5年間となります。

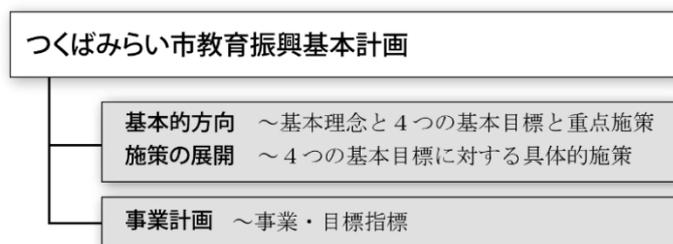
4 策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係部局による「つくばみらい市教育振興基本計画策定委員会」を組織し、計画素案の策定にあたります。また、必要に応じて、策定委員会の下部組織である検討部会において、施策・事業の検討を行います。



5 計画の構成

本計画の構成は、基本的方向と施策の展開、事業計画で構成されています。また、本計画の施策を着実に展開するため「つくばみらい市教育振興基本計画各年度版事業計画(事業・目標指標)」を別途作成し、年度ごとに取り組む内容と目標を更新します。



※教育大綱:地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき首長が定める。

※パブリック・コメント(意見聴取):行政機関が取り決める際、事前に広く一般から意見・情報を募集する手続のこと。

6 策定方針

「つくばみらい市教育振興基本計画」は以下の方針で策定しました。

- **計画期間は後期 5 年(2023～2027 年度(令和5～令和9年度))とします。**
 - 基本理念を延長し、総合計画の計画期間と整合を図りながら、この計画期間を5年間とします。
- **国・県の教育施策を参酌した計画づくりを進めます。**
 - 国・県が示す教育施策には新たな課題への対応が位置付けられており、市の計画においても参酌し、対応方針を位置付けます。
- **つくばみらい市総合計画及び教育大綱との連携を図ります。**
 - 第 2 次つくばみらい市総合計画を踏まえるとともに、教育大綱に基づいた本計画の基本理念・施策の基本的方向を定めます。
- **つくばみらい市がこれまで培ってきた教育の理念を継承しつつ、新たな発展を目指します。**
 - 教育施策の連続性を確保し、大切にしてきた考え方を継承しながら、時代の潮流に合わせ、次のステップを目指します。
- **後期計画で重点的に取り組む事項を明確にし、戦略的に市民へ周知していきます。**
 - 教育に強い・厚い市のイメージの定着を図り、重点事項を明確に市民に示します。
- **本市の教育目標を実現するため、具体的な目標値を掲げます。**
 - 教育目標を実現するための施策が効果的に推進されているか検証を行い、新たな目標値を定めます。
- **SDGs 目標 4 質の高い教育をみんなに、を計画に反映します。**
 - すべての課題解決のために対応したローカル指標を検討します。(グローバル指標に対応したローカル指標の設定)
- **地域特性を踏まえた教育の在り方を検討し、地域に根差した教育を目指します。**
 - つくばみらい市の歴史・文化・自然など、地域特性を生かした計画とします。
 - ライフスタイルの多様化、コミュニティの課題、都市化や人口増などの状況を踏まえた計画とします。
- **デジタル化の推進など新しい生活様式に対応した子ども・市民の多様な学びをサポートします。**
 - GIGA スクール構想、ソフトを含めた ICT 教育の充実、ICT 環境の充実を図り、円滑な運用を図ります。
- **子どもの安全安心な教育環境の整備・充実を目指した計画とします。**
 - 子どもを取り巻く社会環境や地域、学校を含めた教育環境の安全確保を目指します。(防犯・防災・交通安全・感染症対策など)
- **子どもから大人まで、すべての市民を対象とした計画とします。**
 - 学校教育から生涯学習まで、教育部門の総合的な計画とします。
- **市民ニーズを反映するだけでなく市民の参画を促す計画を目指します。**
 - 市民の声を取り入れた計画とし、市民の参画を促します。

第1章
教育をめぐる社会の現状

第1節 教育をめぐる国・世界の現状

1 学校教育の現状

- ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
- ・学習指導要領の改訂

■ 個別最適な学びと協働的な学びの実現

子どもの知・徳・体を一体で育む日本の学校教育は、国際的にトップクラスの学力、学力の地域差の縮小、規範意識・道徳心の高さなどの成果をあげています。しかし、現在我が国においては、子どもの多様化、学習意欲の低下、教職員の労働環境悪化、情報化への対応、人口の減少、新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な課題を抱えています。

このような課題に対応するため、中央教育審議会においては、これまでの日本の学校教育の良さを受け継ぎ、さらに発展させる『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)』がとりまとめられました。ICTの活用や少人数指導などの「個別最適な学び」と複数の子どもと一緒に学び、探究的学習を行う「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることにより、子どもの資質・能力の育成を図ります。

■ 新しい学習指導要領 生きる力 学びの、その先へ

これからの予測困難な時代に、子どもが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく「生きる力」を育むために、学習指導要領が改訂され、2021年度(令和3年度)までに幼稚園、小・中学校で実施となりました。

幼稚園教育要領では、5領域(「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」)のねらい、及び内容に基づく活動全体によって育む幼稚園教育において、育みたい資質・能力(「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」)が明確化されました。

初等・中等教育の学習指導要領では、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことを目指しています。小学校における「プログラミング教育」の必修化や、中学校ではプログラミングに関する内容の充実、また、小学校中学年から「外国語教育」の導入により、中学校では対話的な活動や実際に活用する言語活動の充実へと強化を図るなど、社会の変化を見据えた新たな学びへと進化しています。

●学ぶ教科(太字が新設・変更部分)

小学校		
・国語	・音楽	・ 特別の教科 道徳
・社会(3~6年)	・ 図画工作	・ 外国語活動(3,4年)
・算数	・ 家庭(5,6年)	・総合的な学習の時間(3~6年)
・理科(3~6年)	・ 体育	・特別活動
・生活(1,2年)	・ 外国語(5,6年)	

中学校		
・国語	・美術	・ 特別の教科 道徳
・社会	・保健体育	・総合的な
・数学	・技術・家庭	学習の時間
・理科	・外国語	・特別活動
・音楽		

出典：新学習指導要領リーフレット

2 教育環境の現状

- ・教職員の働き方改革の推進
- ・教育における情報化の加速

■ 学校教育を支える教職員の働き方改革

子どもの教育を支える教職員に対する多様な期待は、長時間勤務という形で表れており、教職員の長時間勤務の是正が大きな課題となっています。

現在、国は、教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもに対して効果的な教育活動を行うために、教職員定数の改善を始め、小学校高学年からの教科担任制の導入、スクール・サポート・スタッフの配置、部活動指導員に外部人材の活用等の条件整備など、学校における働き方改革に取り組んでいます。

■ GIGAスクール構想の実現

Society5.0の到来により、学校教育の情報化は急務となっていましたが、学校教育におけるICTの活用は世界からも大きく遅れを取っていました。そこで、2019年度(令和元年度)、国においては、「5年以内のできるだけ早期に、全ての小・中・高校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講じる。」として、「GIGAスクール構想」の実現に向けた整備が始まりました。

ところが、2020年(令和2年)、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校が全国一斉臨時休業となり、子どもの教育活動の継続が大きな課題となりました。そこで、ICTの活用により全ての子どもの学びを保障できる環境を早急に実現するため、整備計画の大幅な前倒しを図り、概ね環境整備が整った状況となりました。

今後は、ICT活用を通じて個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組んでいくことを目指しています。

● 学校・教師が担ってきた代表的な業務の考え方

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

出典:文部科学白書 2021

3 生涯学習の現状

- ・社会が大きく変化している時代の生涯学習の在り方
- ・オリンピックを契機としたスポーツの推進

■ 人生100年時代に向けた生涯学習の取組

「人生100年時代」に向けて、若年期だけでなく、生涯にわたり自己啓発や学び直しをいつでも始めることができる環境の整備、多様な学習機会の提供、自分が学んだ成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進める必要があります。

Society5.0時代の生涯学習として、学び方も、講義形式だけでなく、新たな技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組合せでさらに豊かなものになっていきます。

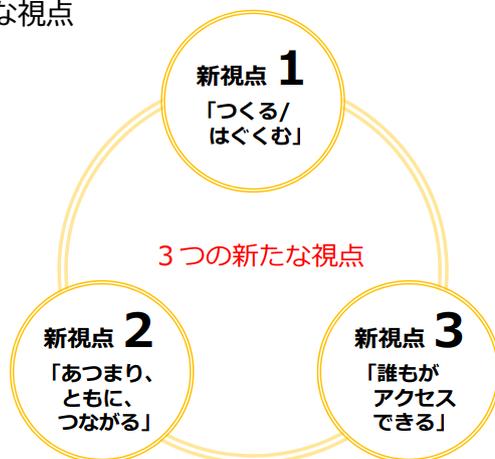
新型コロナウイルス感染症や自然災害などに対し、必要な知識を得たり課題解決に向けてともに学び合ったりする機会の充実、あらゆる人々の「命を守る」ことに直結します。学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要となっていきます。

■ スポーツ立国の実現を目指して

2011年(平成23年)に制定された「スポーツ基本法」において、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であること、また、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。

2022年(令和4年)3月「第3期スポーツ基本計画」が策定され、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②「あつまり、ともに、つながる」、③スポーツに「誰もがアクセス」できる、という「3つの新たな視点」を加え、具体的な施策を示しています。

● 3つの新たな視点



1. 「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。

2. 「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。

3. 「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。

出典：第3期スポーツ基本計画(詳細版)

4

教育をめぐる 世界の現状

- ・ESD(持続可能な開発のための教育)
- ・SDGs(持続可能な開発目標)と ESD の関係

■ 持続可能な社会の創り手の育成

ESD(持続可能な開発のための教育)は、「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で我が国が提唱した考え方で、2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにすることです。

また、ESDは、小学校から大学までの全ての教育段階において推進されており、新学習指導要領や第3期教育振興基本計画にもESDの目的である「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられています。

■ 2030年を目指した世界の共通目標

SDGsは2015年の国連サミットにおいて提唱された「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、目標4に【教育】「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。」が掲げられています。

また、ESDはSDGsのターゲットの1つとして位置付けられているだけでなく、17全ての目標の実現に寄与するものとされています。持続可能な社会の創り手を育成するESDは、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。

●SDGs 17のゴール(アイコン)



出典:国際連合広報センターHP

第2節 教育をめぐるつくばみらい市の現状

1 つくばみらい市の 学校教育の現状

- ・みらい平地区の人口が増加
- ・年少人口の増加による幼児施設の増加・学校の再編

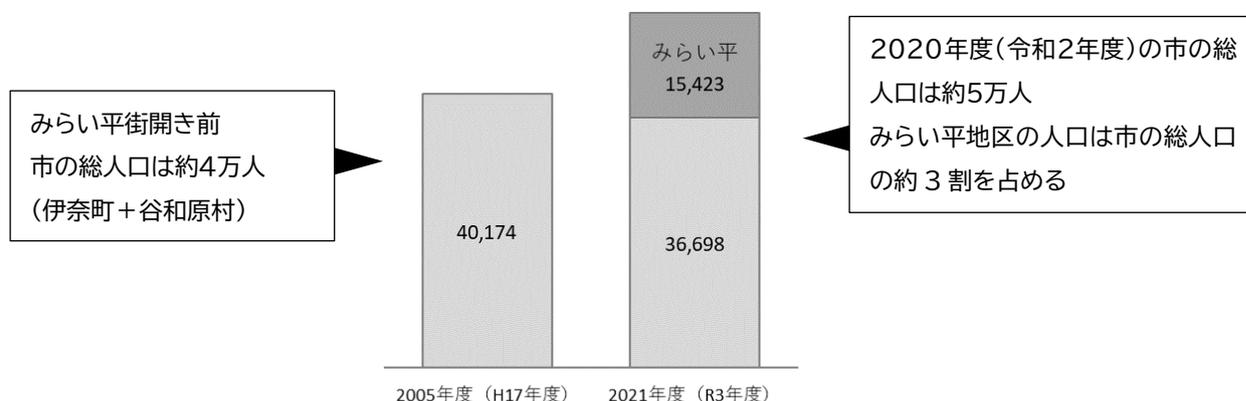
少子高齢化・人口減少が進行する我が国において、つくばみらい市は人口増加が続き、みらい平地区を中心に年少人口も増加しています。

年少人口の増加を受けて、市内の幼稚園・認定こども園(1号認定)の施設数が増加しています。2015年度(平成27年度)は公立幼稚園3園、私立認定こども園3園であったものが、2016年度(平成28年度)から私立が2園増えて、2022年度(令和4年度)5月現在で、公立幼稚園3園、私立幼稚園が1園、私立認定こども園が4園の計8園となっています。

小学校は、2014年度(平成26年度)以降児童数が増加傾向で推移しており、その対策として2015年度(平成27年度)に陽光台小学校、2018年度(平成30年度)に富士見ヶ丘小学校の2校をみらい平地区に新設・開校しました。一方、既存地区では児童が減少し、各校児童数に差がみられることから、2020年度(令和2年度)に、谷井田小学校と三島小学校を統合し伊奈小学校、板橋小学校と東小学校を統合し伊奈東小学校となり、2022年度(令和4年度)現在では、公立小学校は計10校となっています。今後も、2023年度(令和5年度)4月に谷原小学校と十和小学校が統合します。

中学校は、2022年度(令和4年度)現在で計4校あります。2016年度(平成28年度)以降、生徒数が増加している状況ですが、生徒数が増加している学校と減少している学校があり、各学校の生徒数に違いがある状況となっています。特にみらい平地区の増加が著しいため、中学校の新設を計画しています。

■つくばみらい市の人口増加の状況(人)



資料:国勢調査 各年

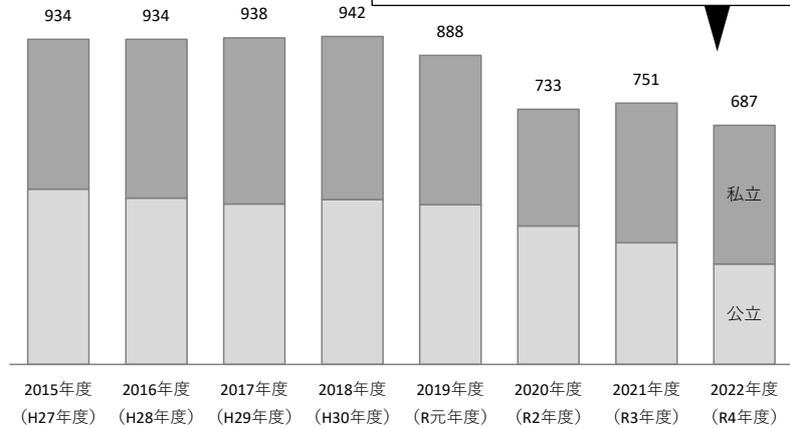
■幼稚園・認定こども園の状況

・園児数の推移(人)

(認定こども園は1号認定の園児)

・施設数の増加の状況

私立3園	私立5園
公立3園	公立3園
2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)～



園児数は令和元年度から減少傾向であったが、2021年度(令和3年度)に増加に転じている。公立幼稚園は減少が続いている。私立(認定こども園)は2021年度(令和3年度)から横ばいとなっている。

■小学校の状況

・公立児童数の推移(人)

・小学校数の増減の状況

公立10校	公立11校	公立12校	公立10校
2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2018年度 (H30年度)	2020年度 (R2年度)～



公立小学校児童数は年々増加している。児童数は、既存地区では減少し、学校の統合が図られた。みらい平地区は児童数が増加し、学校を新設した。

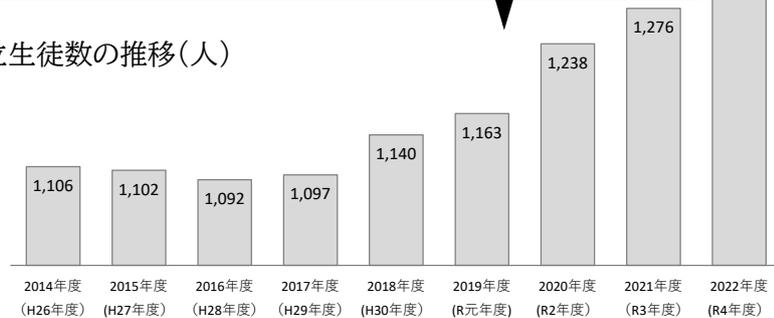
■中学校の状況

公立中学校生徒数は 2016年度(平成28年度)から年々増加しており、2022年度(令和4年度)は前年から約80人増加している。小学校児童数が増加している現状から、今後も生徒数の増加が見込まれるため、再編の検討が必要。

・公立生徒数の推移(人)

・中学校数の状況

公立4校	公立4校
2014年度 (H26年度)	2020年度 (R2年度)～



資料:学校基本調査 各年5月1日現在

2

つくばみらい市の 生涯学習の現状

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響
- ・文化協会加入団体の減少

本市において青少年健全育成に取り組む主な団体は青少年育成つくばみらい市民会議、つくばみらい市青少年相談員連絡協議会等があり、青色防犯パトロールや啓発活動、交流事業などを行っています。また、家庭教育の支援として、市立幼稚園、小・中学校の保護者を対象とした家庭教育学級を実施しています。

本市の生涯学習の拠点としては、公民館が2か所、公民館分館が3か所、コミュニティセンターが4か所、高齢者センターが1か所、図書館本館が1か所、図書館分館が2か所あります。公民館では、各種講座やサークル活動が行われており、コミュニティセンター等は、市民の学習等の活動場所として活用されています。図書館では、本の貸し出しの他、ブックスタート事業、おはなし会、図書館まつりなどの行事を行っています。

市民のスポーツ・レクリエーション活動の場としては、総合運動公園を始め、4か所の体育施設があります。また、総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブみらい」では、各種教室を実施し、市民がスポーツに触れる機会を提供しています。

2020年(令和2年)は、青少年健全育成の活動、生涯学習講座や市民の学習活動、図書館の開館や行事の実施、市民のスポーツ・レクリエーション活動のいずれもが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けており、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により行事等の中止や施設利用の制限を余儀なくされています。

本市の文化施設としては、間宮林蔵記念館、結城三百石記念館があります。また、国指定の重要文化財や重要無形民俗文化財など文化財も多数あります。

文化事業については、毎年、文化協会と連携し文化祭を開催しています。市民団体の文化協会への加入団体数については、減少傾向となっています。

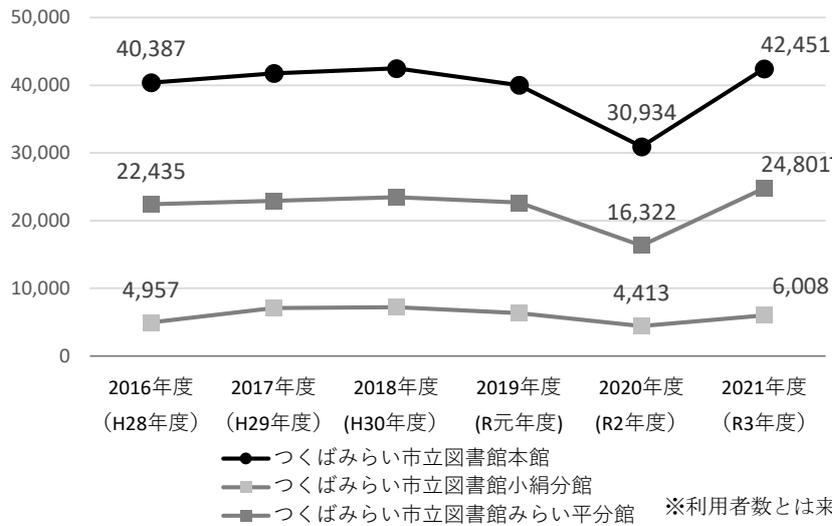
文化施設や文化祭も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止や施設利用が制限されていた時期がありました。

■公民館・コミュニティセンター等の施設内容

施設名	施設内容
伊奈公民館	大ホール、小会議室、会議室1・2、和室(1F・2F)、調理室
谷和原公民館	大会議室、和室(1・2)、調理実習室、研修室、陶芸舎
谷和原公民館(谷原分館)	会議室、小会議室
谷和原公民館(十和分館)	会議室、会議室(和室)
谷和原公民館(福岡分館)	会議室、会議室(和室)、調理室
谷井田コミュニティセンター	多目的室、研修室、調理室、和室(1)、和室(2)、和室(3)
小絹コミュニティセンター	多目的室、会議室、和室(1)、和室(2)
板橋コミュニティセンター	多目的室、研修室(1)、研修室(2)、調理実習室、和室(1)、和室(2)
みらい平コミュニティセンター	多目的室、会議研修室(1)、会議研修室(2)、会議研修室(3)、調理室、音楽スタジオ、和室(1)、和室(2)、相談室
高齢者センター	研修室、調理室、和室(1)、和室(2)

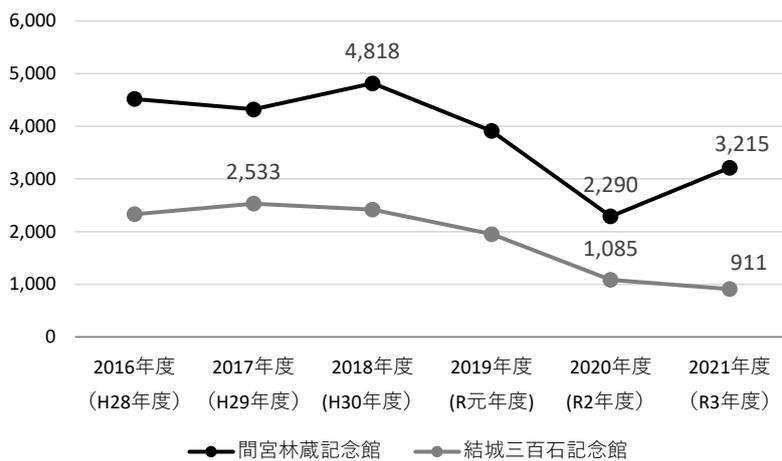
資料：生涯学習課

■図書館 年間利用者数※の推移(人)



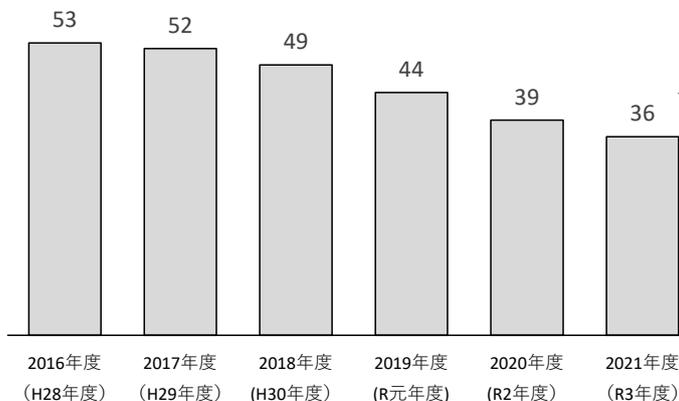
年間利用者数は、2019年度(令和元年度)まではほぼ横ばいで推移していたが、2020年度(令和2年度)には大きく減少しており、新型コロナウイルス感染症拡大により開館が制限された影響が出ている。2021年度(令和3年度)は3館とも増加に転じている。

■文化施設 年間来館者数の推移(人)



年間来館者数のピークは、間宮林蔵記念館は4,818人、結城三百石記念館は2,533人だったが、2019年度(令和元年度)から減少し、2020年度(令和2年度)ではピーク時の半分に以下に落ち込んでいる。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きい。2021年度(令和3年度)は、間宮林蔵記念館は増加に転じているが、結城三百石記念館はさらに減少している。

■文化協会加入団体の推移(団体)



文化協会加入団体は、2016年度(平成28年度)に53団体であったが減少傾向で推移しており、2021年度(令和3年度)は36団体と、6年間で17団体も減少している。

資料:生涯学習課

第3節 つくばみらい市の教育課題

1

つくばみらい市の 学校教育の課題

- ・アンケート調査から
- ・ヒアリング調査から

つくばみらい市の学校教育の課題を、教育をめぐる現状、児童生徒の保護者を対象としたアンケート調査結果、市内小・中学校の教職員を対象に行ったヒアリング調査結果からとりまとめ、現行計画の基本目標ごとに整理しました。

■ “みらい”に生きる確かな学力の定着の課題

- ・幼児教育から小学校への円滑な接続については、幼稚園・認定こども園・保育所との連携や情報交換の場が必要です。
- ・情報通信技術を活用した授業の満足度は上がったが、一人一台端末の実際の活用については、まだ検討すべき課題が多く、学校間(教員間)の活用についての情報共有の機会や研修が必要です。また、ICT支援員配置(人的支援)のさらなる充実が必要です。
- ・キャリア教育・職業体験については、新型コロナの影響で実地での体験ができなくなっていることから、オンラインの活用など新しいキャリア教育・職業体験の方法を検討する必要があります。
- ・国際化に対応した教育は、今後、ますます重要となってくることから、小学校からの外国語教育の導入により、中学校においても実際に活用できる言語活動の充実が必要です。
- ・特別支援教育は、小学校就学時に乳幼児期のサポートの引き継ぎなどの連携や小学校入学後の支援体制が必要です。

■ “みらい”を創る豊かな心と健やかな体の育成の課題

- ・いじめについてはゼロを目指すのではなく「見逃さないこと」が重要です。また、学校に不登校の児童生徒の居場所を作ることが必要です。
- ・新型コロナの影響で学校行事が減少し、縦割りという感覚が身についていない学年の子どもがいることが課題となっています。(2021年度(令和3年度)で小学1~2年生、中学1~2年生の学年)
- ・性的マイノリティについては、教職員の研修や人権に関する授業で取り入れるなどの対応が必要です。また、そうした児童生徒に対しては、制服やトイレなどの配慮が必要です。
- ・体験活動については、地域の高齢化により縮小傾向にあることが課題となっています。また新型コロナの影響で活動ができなくなっているため、新しい体験活動の方法を検討する必要があります。
- ・心と体の健康については、義務教育の9年間で計画的な教育を行うことが必要です。
- ・青少年健全育成については、自分の子どもが学校を卒業してしまうと地域にいる子どもの把握ができなくなる状況があり、子ども会活動などの継続が困難となっているため、子どもやボランティアの方の情報提供などの検討が必要です。(個人情報保護の観点から取り扱いには注意が必要。)

■ “みらい”を築く誰もが安心して学べる教育環境の充実の課題

- ・小学生の登下校の見守りの強化や中学生の自転車通学の交通安全の対策を講じる必要があります。
- ・自然災害が多発している現在、災害等緊急時の保護者との連絡体制の見直し・強化が必要です。
- ・全ての児童生徒が、良好な環境で学べる体制の実現をする必要があります。
- ・情報モラルの教育には、保護者と学校が連携し、強化していく必要があります。
- ・家庭教育学級は、現在、保護者の負担となっているため、教育委員会の支援が必要です。
- ・部活動の指導に、地域の人材を活用していくことが必要です。

2

つくばみらい市の 生涯学習の課題

- ・アンケート調査から
- ・ヒアリング調査から

つくばみらい市の生涯学習の課題を、教育をめぐる現状、市民を対象としたアンケート調査結果、文化・スポーツ団体等を対象に行ったヒアリング調査結果からとりまとめました。

■ “みらい”に続く生涯学習・生涯スポーツの課題

- ・子どもから高齢者まで、市民のライフステージごとに学ぶ機会の提供が必要です。
- ・図書館については、蔵書や視聴覚資料の充実がさらに必要であり、資料の充実にあわせて、施設、設備、機材の充実が必要です。
- ・指導者やリーダーの育成については、経験者や技術を持った人などをリスト化し、紹介できる人材バンクのような仕組みと活用が必要です。
- ・文化協会を始め、社会教育やスポーツの関連団体については、若い参加者が少ないなど高齢化や活動者・後継者の減少が課題となっています。
- ・体育施設や設備の充実といったハード面とスポーツ教室やイベントの充実といったソフト面の両面を望む声が多く、スポーツ・レクリエーション活動への支援の強化が必要です。
- ・インターネットでの予約システム、生涯学習活動を始めたいと思った時に情報が得られるホームページ等の充実など、ICTを活用したシステムの構築について検討する必要があります。
- ・人権教育や男女共同参画の取組については、世界的目標であるSDGsにも関連することから、生涯学習でも関係する課と連携するなど取組を強化していくことが必要です。

第2章 基本理念

Realize your dream

～世界へ羽ばたけ～

子どもの数だけ夢がある。大人にだって夢がある。
それぞれの夢をつかみ、そして、世界へ羽ばたけ。
つくばみらい市は、あなたの夢を応援します。

つくばみらい市は、子どもが夢をつかんで世界に羽ばたく姿を希求し、子どもの歩みに寄り添って、どんな時も全力で支えていきます。

そのため、子どもが自分の可能性に挑戦することができる学力を育成するとともに、子どもの力を信じて「やればできる」という強い心と体を育てていきます。

また、目まぐるしく変化する時代にあって、子どもが安心して快適な環境の中で教育を受けることができるよう、質の高い教育環境づくりを進めていきます。

つくばみらい市は、大人の夢も、市民一人一人の豊かな人生や暮らしを彩るクオリティ・オブ・ライフの実現のため、様々な機会を通して応援していきます。

そのため、市民が生涯を通じて、様々な学習活動やスポーツ活動を楽しむことができ、いきいきと活躍するための機会づくりを進めていきます。

1 自分の可能性に挑戦する学力を育てる

子どもの未来を支える質の高い教育

- ・遊びや生活の中で幼児の学びを育むとともに、市内幼児施設と小学校が連携し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の強化を図ります。
- ・基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力を育むとともに、ICTの活用、英語教育・理数教育の強化など質の高い学習により、時代の変化やグローバル社会に対応できる能力の育成を目指します。
- ・教員の資質能力の向上のための取組を進め、児童生徒一人一人の資質・能力を高める個に応じた多様な指導方法の充実を図ります。
- ・経済的な教育格差是正のため、補習学習や習熟度別学習等の機会の充実を図ります。
- ・インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育の充実を図ります。

2 たくましく生きる強い心と体を育てる

「やればできる」強い心と体を育成

- ・子どもの発達段階に合わせ豊かな情操・道徳心を培い、命の大切さや、自他の良さ・個性を認め合い、自己肯定感や自己有用感を高めます。
- ・郷土教育や体験学習を通して郷土愛を醸成し、地域の未来を支える子どもの力を育てます。
- ・家庭、学校、関係機関が連携し、いじめを見逃すことなく、一人一人の心のサポートを強化していきます。
- ・学校保健の充実や食育の推進、正しい食習慣の定着を促すことにより、子どもの心身の健康の保持増進を図ります。
- ・学校・地域の連携・協力により、スポーツを楽しむ機会の充実を図り、スポーツ活動を推進し、子どもの強い体を育みます。

3 新しい時代の教育を支える環境を創る

令和の新しい教育に対応した学びの環境づくり

- ・地域の実態に即した、新しい時代の学びを支える安全・安心で快適な教育施設・学習環境の整備に努めます。
- ・教職員の働き方改革を推進し、資質・能力向上の自己研鑽の時間や子どもと向き合う時間の確保に努めます。
- ・家庭・地域との連携・協力のもと、地域全体の安全を高め、児童生徒の登下校時の交通安全、防犯・防災対策の強化を図ります。
- ・学校・家庭・地域が、それぞれ適切な役割を担いながら、教育力の向上に取り組むとともに、安定的な連携・協働体制を構築し、地域とともにある学校づくりを推進します。

4 生涯を通じ、いきいきと活躍する学びを創る

人生 100 年時代の持続可能な生涯学習・スポーツ

- ・市民のライフステージやニーズにあった多様で質の高い学習機会の提供を図り、すべての市民が生涯を通じて学び続け、学んだことを生かせるよう生涯学習活動を促進します。
- ・市民の生涯学習活動を支えるため、生涯学習施設・設備の整備・充実を図り、利便性の向上に努めます。
- ・文化財や伝統芸能の紹介、体験活動などにより、地域の歴史・文化資源を有効に公開・活用し、次世代に継承します。
- ・スポーツをする人、みる人、支える人すべてに着目し、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進により、市民がスポーツを楽しむ環境の充実を図ります。

施策の体系

基本目標	基本方針	具体的施策
<p>1</p> <p>自分の可能性に挑戦する学力を育てる</p>	<p>1. 幼児教育の充実</p> <p>2. 長期的な視点にたった教育の推進</p> <p>3. 確かな学力の定着</p> <p>4. 時代に対応した教育の推進</p> <p>5. 学力向上策としての質の高い学習の実現</p> <p>6. 共に暮らし、支え合う共生社会の形成</p>	<p>①質の高い幼児教育の提供／②幼児教育・保育の充実と小学校教育との連携及び接続の強化</p> <p>①小中一貫教育の推進</p> <p>①基礎的・基本的学習内容の着実な定着／②児童生徒一人一人の学力・個人差に合わせた教育の推進／③情報活用能力を育てる教育の充実</p> <p>①多様なコミュニケーション機会の創出／②キャリア教育、職業教育の充実／③グローバル化に対応した国際理解教育の充実</p> <p>①教員の資質・能力の向上と家庭学習の支援・充実／②すべての子どもへの学習機会の確保／③理数教育の充実</p> <p>①共に学ぶ仕組みづくり／②特別支援教育の充実</p>
<p>2</p> <p>たくましく生きる強い心と体を育てる</p>	<p>1. 子どもの豊かな心を育む教育の推進</p> <p>2. 子どもの心身の健康の保持増進</p> <p>3. 学校や地域におけるスポーツ活動の充実</p>	<p>①-1 いじめ・暴力行為等の未然防止及び問題への取組／①-2 不登校への対応／②-1 社会を生き抜く力の育成（道徳教育・人権教育）／②-2 男女共同参画の視点に立った教育の推進／②-3 子どもの読書活動の促進／②-4 自然や歴史を学ぶ郷土教育・体験学習の充実</p> <p>①保健・体育の充実／②-1 安全・安心でおいしい給食の提供／②-2 給食を通じた食育の推進</p> <p>①子どもの体力増進とスポーツ活動の充実</p>
<p>3</p> <p>新しい時代の教育を支える環境を創る</p>	<p>1. 安全・安心な学校施設づくり</p> <p>2. 子どもの安全・安心の確保</p> <p>3. 学校の適正配置の推進</p> <p>4. 教職員の働き方改革</p> <p>5. 家庭と地域の教育力の向上</p> <p>6. 地域とともにある学校づくりの推進</p>	<p>①学校施設・設備の充実／②快適な教育環境づくり</p> <p>①登下校時の見守り対策及び交通安全対策の充実・強化／②防災・防犯対策の充実・強化</p> <p>①-1 小中学校の適正配置の推進及び通学区域の検討／①-2 新設中学校の建設</p> <p>①働き方改革の推進</p> <p>①-1 家庭の教育力の向上／①-2 地域の教育力の向上（地域コミュニティの協働による家庭教育支援）／①-3 放課後の居場所づくり</p> <p>①-1 地域との交流や人材の有効活用／①-2 学校・地域・家庭の連携／②コミュニティ・スクールの検討</p>
<p>4</p> <p>生涯を通じ、いきいきと活躍する学びを創る</p>	<p>1. 生涯学習環境の構築</p> <p>2. 質の高い学習機会の充実</p> <p>3. 生涯学習施設の整備・充実</p> <p>4. 生涯スポーツの推進</p> <p>5. 地域の文化や伝統の次世代への継承</p> <p>6. 青少年の健全育成への取組</p>	<p>①生涯学習への市民参加の促進／②生涯学習活動の促進</p> <p>①市民のニーズや市民に役に立つ質の高い講座・教室の充実／②-1 地域人材を活用した生涯学習の推進／②-2 国際交流の推進／③-1 図書館事業の充実／③-2 公民館事業の充実</p> <p>①施設の整備と設備の適切な維持管理／②生涯学習施設の利便性の向上</p> <p>①-1 市民のスポーツ活動・競技スポーツの支援／①-2 市民のスポーツ活動の促進と指導者の育成／②市民の体力づくり・健康づくりの促進</p> <p>①-1 地域の歴史・文化資源の活用／①-2 文化財の保存と活用／①-3 文化・芸術の振興と地域における文化活動の支援</p> <p>①青少年健全育成活動の支援</p>

第3章
施策の展開

第1節 自分の可能性に挑戦する学力を育てる



●重点施策

重点施策1 幼児期からの一貫した質の高い教育推進プロジェクト

子どもが幼児教育・保育から小学校へ、また小学校から中学校へと安心して移行できるよう、市全体で方針を共有し幼児期から義務教育を通して一貫した指導・支援体制の確立を図ります。

研修会を通して、市内幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との接続の円滑化を図ります。また、小中学校においては、学習指導や生徒指導における連携など9年間を見通した小中一貫教育の着実な推進を図ります。

重点施策2 チャレンジする子どもの学力を高めるプロジェクト

学習にICTを活用することにより、個別最適な学びと協働的な学びを組み合わせることで主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。

グローバル化に対応した英語教育、科学的思考力を育てる理数教育、金融教育など、子どもそれぞれがもつ力を伸ばしていく質の高い学びを展開します。

●施策の体系

基本方針	具体的施策
1. 幼児教育の充実	①質の高い幼児教育の提供
	②幼児教育・保育の充実と小学校教育との連携及び接続の強化
2. 長期的な視点にたった教育の推進	①小中一貫教育の推進
3. 確かな学力の定着	①基礎的・基本的学習内容の着実な定着
	②児童生徒一人一人の学力・個人差に合わせた教育の推進
	③情報活用能力を育てる教育の充実
4. 時代に対応した教育の推進	①多様なコミュニケーション機会の創出
	②キャリア教育、職業教育の充実
	③グローバル化に対応した国際理解教育の充実
5. 学力向上策としての質の高い学習の実現	①教員の資質・能力の向上と家庭学習の支援・充実
	②すべての子どもへの学習機会の確保
	③理数教育の充実
6. 共に暮らし、支え合う共生社会の形成	①共に学ぶ仕組みづくり
	②特別支援教育の充実

●目標指標

指標	2021年度 (令和3年度) 現状値	2027年度 (令和9年度) 目標値
幼児期教育接続推進に関する研修会への参加者の割合	公立 100.0% 私立 53.8%	公立 100.0% 私立 80.0%
【指標の考え方】全公立幼保小と私立幼保小の参加の割合の増加を目指す。		
I C T支援員の配置人数(年)	4人	14人
【指標の考え方】I C T支援員の配置人数を各校で1人を目指す。		
市内中学3年生における英検3級相当以上の生徒の割合	65.2%	70.0%
【指標の考え方】市内中学3年生における英検3級相当以上の生徒の割合の増加を目指す。		

●市民満足度の目標値

つくばみらい市学校教育の満足度 (満足とやや満足の合計)	小学校			中学校		
	計画当初(%) 2015年度 (H27年度)	現況値(%) 2021年度 (R3年度)	目標値(%) 2027年度 (R9年度)	計画当初(%) 2015年度 (H27年度)	現況値(%) 2021年度 (R3年度)	目標値(%) 2027年度 (R9年度)
基礎的な学力を確実に身に付ける学習	30.7	37.9	45.1	15.8	23.9	32.0
物事を順序立てて考える学習	19.1	25.7	32.3	12.9	19.7	26.5
家庭学習への支援 (教育費の負担軽減、相談体制の充実など)	11.8	16.0	20.2	9.6	10.7	12.6
キャリア教育・職業体験	11.1	10.9	14.1	21.8	12.1	24.8
小中学校の連携・交流活動	11.9	12.8	17.4	18.3	13.7	23.8
コンピュータ等の情報通信技術を活用した授業	17.7	32.3	48.9	13.8	27.6	43.4
国際化に対応した教育	10.7	13.1	15.7	6.5	9.1	13.7
教員の質の向上(考え方、学級運営など)	24.2	28.4	33.6	15.5	20.7	26.9

1

幼児教育の充実

●取組方針

- ① 人格形成の基礎を培う幼児教育が重要であることから、幼児教育の充実を目指すとともに、新たな制度に基づく子ども・子育て支援の充実により質の高い教育・保育を総合的に提供します。
- ② 子どもが円滑に小学校生活へ移行できるよう、幼・保・小の連携を推進します。また幼児期から様々な分野が連携して切れ目のない支援や取組を実施します。

●具体的施策の内容

①質の高い幼児教育の提供

幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校が連携し、幼児期の教育と義務教育の連続性や一貫性のある教育を研究し、幼児・児童に関する相互理解を深めるとともに、指導力の向上を図ります。

子育て家庭の個々の状況に応じた幼児教育・保育ニーズに対応できるよう施設環境の確保を図ります。

②幼児教育・保育の充実と小学校教育との連携及び接続の強化

子どもが、幼稚園、保育所及び認定こども園から小学校へと円滑に移行できるよう、アプローチカリキュラム※やスタートカリキュラム※の作成により教育課程の連携を図ります。

市内小学校と市内幼稚園、保育所及び認定こども園を対象に「幼児教育と小学校教育の接続のための研修会」を開催し、円滑な連携及び接続を促します。また、幼稚園訪問及び幼稚園、小学校への情報提供を実施していきます。

※アプローチカリキュラム：就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラムのこと。

※スタートカリキュラム：幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムのこと。

2

長期的な視点にたった教育の推進

●取組方針

- ① 小中学校の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す小中連携教育を推進します。また小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を見通した学習系統表に基づいた小中一貫教育を推進します。

●具体的施策の内容

①小中一貫教育の推進

中一ギャップ[※]や児童生徒の発達[※]の早まりなどの課題を踏まえ、連携する小中学校間の交流を強め、小学校から中学校への円滑な連携・接続を図るなど小中連携・一貫教育に取り組みます。

また、一貫した教育理念に基づいた教職員研修を、合同で実施するなど、学習系統表に基づき、小中一貫教育の充実に向けた取組を進めます。

さらに、中学校と高等学校における学校行事や部活動などを通して交流や連携を積極的に促進します。

[※]中一ギャップ:小学校を卒業し中学一年生になったときに、新しい環境になじめないことから不登校となったり、いじめが急増したりすること。

3 | 確かな学力の定着

●取組方針

- ① 児童生徒が、主体的に学習に取り組み、基礎的・基本的な学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的学習内容の着実な定着を図ります。
- ② 児童生徒一人一人の学力・個人差に合わせた教育の推進のために、きめ細やかな指導を目指します。
- ③ ICTを活用した児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。

●具体的施策の内容

①基礎的・基本的学習内容の着実な定着

小学校の基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図ります。また、児童生徒が意欲をもって学習に取り組むことで、学力の向上が期待されることから、主体的に学習に取り組む態度を高めるために、教員の指導方法の工夫改善に努めます。

児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育む指導の充実を図るとともに、確実な知識の習得のための反復学習や習得した知識・技能を活用する学習を推進します。

②児童生徒一人一人の学力・個人差に合わせた教育の推進

児童生徒一人一人の学力や個人差に合わせた指導ができるよう、2人以上の教師が同じ教室で授業を行うティームティーチング(TT)*、習熟度別や少人数での指導、小中一貫教育における非常勤講師の配置など個に応じた指導を進めます。

③情報活用能力を育てる教育の充実

児童生徒が正しくICTを活用できるよう、スマートフォンやインターネットを利用する上での危険性について、児童生徒及び保護者を対象に情報モラル教育を実施します。

また、ICT機器を効果的に活用し、主体的・対話的で深い学びを促進するために、プログラミング体験の学習、AIドリルの活用等を推進します。

さらに、学校全体のICT環境の整備を推進するとともに、教員のICT機器を活用した指導力の向上を目指します。

そのため、情報教育に関する研修を充実させるとともに、ICT支援員による教員及び児童生徒へのサポートの強化を図ります。

*ティームティーチング:複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。

4 | 時代に対応した教育の推進

●取組方針

- ① 国際社会を生き抜く力の醸成や多世代間の交流などを通して、多様なコミュニケーション能力の育成を図ります。
- ② 子どもの職業観・勤労観を育み、子どもが主体的に将来の方向性を決定できるよう、キャリア教育・職業教育の充実を図ります。
- ③ 国際理解教育の充実や英語を始めとする外国語教育の強化を図るとともに、外国からの帰国児童生徒や外国人児童生徒への対策を図ります。

●具体的施策の内容

①多様なコミュニケーション機会の創出

多文化共生の時代、国際化の進展の中で多様な価値観をもつ人々との交流など異文化コミュニケーション機会の創出を図るとともに、地域活動などを通して、多世代間のコミュニケーション機会の創出を図ります。

そのため、学校教育の中では、国際理解教育や外国語教育の時間、体験学習の時間などを活用し、コミュニケーション能力の醸成を図ります。

また、地域においては、市内の児童が行動を共にする機会を創出することにより、連帯感、協調性を養うとともに、相互の交流を図るため、体験学習や県内外の社会科見学、児童の交流促進などを実施していきます。

②キャリア教育、職業教育の充実

子どもの職業観・勤労観の醸成を目指し、小学校においては働くことの意味を考える職業教育を進め、市内の事業所等の協力を得ながら、職場見学・職場体験等を実施します。また、中学校においては、職業体験学習(社会体験)を実施するほか、金融教育等を進めます。

教育活動全体を通したキャリア教育を進め、将来の進路に向けた意識の向上を図ります。

③グローバル化に対応した国際理解教育の充実

グローバル化の進展の中で、児童生徒が多文化共生社会の一員として、相互理解を深めることが大切であることから、国際理解教育を促進します。

特に小学校・中学校においては、外国語教育の強化を図るため、戦略的な英語教育を目指し、改善に努めます。

そのため、外国語指導助手(ALT)*を加配するとともに、市内全ての小学校で外国語の授業を英語専科教員が担当し、中学校ではみらいイングリッシュパワーアップ講座を開き、コミュニケーション向上のための取組を推進します。

さらに、外国からの帰国児童生徒や外国人児童生徒については、日本語指導の必要も考えられることから、状況に応じてきめ細かな対応を図ります。

*外国語指導助手(ALT):日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人のこと(Assistant Language Teacher の略)。

5

学力向上策としての質の高い学習の実現

●取組方針

- ① 質の高い学習を実現するために、必要な教員の資質・能力を総合的に向上させていくとともに、家庭学習の習慣化を促進します。
- ② 家庭環境等の要因により学力定着が困難な児童生徒の学習支援に努めます。
- ③ 将来の科学技術を支える理数教育の重要性を踏まえ、理数教育の充実を図ります。

●具体的施策の内容

①教員の資質・能力の向上と家庭学習の支援・充実

教員の実践的指導力、高度な専門的知識や地域と連携・協働する力などを向上させるための取組を推進します。そのため、資質向上のための研修機会の充実に努めるとともに、自主的な市教育研究会等への支援に努めます。

児童生徒の確かな学力の定着において、家庭学習は重要な役割をもつことから、学校・地域・家庭の協力体制のもと、生活習慣の改善や自ら課題を解決する力の育成を図り、家庭学習の習慣化を促進します。

②すべての子どもへの学習機会の確保

教育格差の解消に向け、家庭環境等の要因により学力の定着が困難な児童生徒への対応を中心とした補習学習や習熟度別学習等の機会充実により、すべての子どもの基礎学力の定着、学ぶ意欲の向上が図られるよう努めます。

また、高等学校から大学まで、希望する進路の選択を支援するため、奨学金制度の充実に努めます。

さらに、課題を抱える家庭に対する家庭教育支援の充実を図るとともに、公共施設を活用した若者の自立・社会参加支援などの取組を検討します。

③理数教育の充実

将来の科学技術を支える力を育成する理数教育の重要性を踏まえ、その充実を図ります。

理科や算数・数学の授業内容の改善、授業の質の向上、理科支援員の増補を目指すことにより、児童生徒の関心を高めるとともに、児童生徒が自ら課題を発見し解決する力を育成します。

6 | 共に暮らし、支え合う共生社会の形成

●取組方針

- ① 様々な背景を有するものが共に暮らし、支えあう共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム※の構築を図ります。
- ② 特別支援教育を着実に発展させ、可能な限り障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒とが共に学ぶことができるよう配慮しつつ、教育内容や方法の改善に努めます。

●具体的施策の内容

①共に学ぶ仕組みづくり

乳幼児を含め早期からの教育相談や就学相談を図ることにより、その後の円滑な支援につなげていきます。

障がいのある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するため、合理的配慮を行うとともに、その基礎となる環境整備の充実を図ります。

特別支援学校と幼・小・中・高等学校等が学校行事や部活動、自然体験活動などを合同で行う共同学習や交流活動の推進を図ります。

②特別支援教育の充実

多様な学びの場として通常の学級、通級による指導、特別支援学級の環境整備を図るとともに、学校間及び行政部署との連携強化を図ります。

障がいのある子どもへの支援の充実を図るため、通級による指導への対応や特別支援教育支援員を含めた体制の整備を図ります。

また、適切な支援に係る環境の整備を目指すとともに、県から指定を受けた福祉施設等と連携し、積極的な支援に努めます。

※インクルーシブ教育システム：障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育のこと。

第2節 たくましく生きる強い心と体を育てる



●重点施策

重点施策1 悩みや不安に寄り添い支えるプロジェクト

「つくばみらい市いじめ防止基本方針」等に基づき、いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応など、きめ細かな取組を推進します。

子どもが不安や無気力などから不登校・引きこもりに陥る状況が増加していることから、相談や適応指導などきめ細かな対応を推進します。

重点施策2 “みらい”につなげる学びプロジェクト

ふるさと意識の醸成を図るため、地域との連携のもと、つくばみらい市の豊かな自然環境や地域の歴史・文化資源を生かした郷土教育や体験学習の充実を図ります。

このような学びから身近な地域の課題を知り、取り組むことで、子どもの自らの問題として、SDGsを意識した“みらい”に向けて、行動する力を育成します。

●施策の体系

基本方針	具体的施策
1. 子どもの豊かな心を育む教育の推進	①-1 いじめ・暴力行為等の未然防止及び問題への取組
	①-2 不登校への対応
	②-1 社会を生き抜く力の育成（道徳教育・人権教育）
	②-2 男女共同参画の視点に立った教育の推進
	②-3 子どもの読書活動の促進
2. 子どもの心身の健康の保持増進	②-4 自然や歴史を学ぶ郷土教育・体験学習の充実
	①保健・体育の充実
	②-1 安全・安心でおいしい給食の提供
3. 学校や地域におけるスポーツ活動の充実	②-2 給食を通じた食育の推進
	①子どもの体力増進とスポーツ活動の充実

●目標指標

指標	2021年度 (令和3年度) 現状値	2027年度 (令和9年度) 目標値
いじめの年度内解消率	87.2%	95.0%
【指標の考え方】いじめを積極的に認知し、年度内での解消を目指す。		
「スマートフォン等の使い方についての約束ごとの話し合いシート」活用状況の割合	79.0%	90.0%
【指標の考え方】家庭内において、スマートフォン等の使い方の約束ごとを作り、いじめの減少につなげる。		
不登校児童生徒の学校復帰の割合	15.0%	60.0%
【指標の考え方】様々な課題を抱えている不登校児童生徒に対し、実態にあった支援をすることで学校復帰の割合を高める。		
児童向け展示解説実施件数	4件	10件
【指標の考え方】市内各小学校で来館した際の展示解説の実施数の増加を目指す。(間宮林蔵生家及び記念館)		
栄養教諭・栄養士による食に関する指導の割合	給食訪問 254回 授業等 18回	給食訪問 260回 授業等 24回
【指標の考え方】給食時訪問や学級活動、各教科の他に調理実習や部活等における食に関する指導の回数を増やす。		

●市民満足度の目標値

つくばみらい市学校教育の満足度 (満足とやや満足合計)	小学校			中学校		
	計画当初(%)	現況値(%)	目標値(%)	計画当初(%)	現況値(%)	目標値(%)
	2015年度 (H27年度)	2021年度 (R3年度)	2027年度 (R9年度)	2015年度 (H27年度)	2021年度 (R3年度)	2027年度 (R9年度)
いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止	20.9	21.9	26.4	17.4	21.4	26.4
児童生徒が教育相談等を受けることができる体制	19.7	24.3	29.9	20.0	20.9	24.0
豊かな心を育てる教育・道徳教育	26.6	29.9	31.1	16.0	24.4	32.8
言葉を学び、生きる力を身に付ける読書活動	33.0	25.9	36.0	18.5	17.8	21.5
体験活動(自然体験、社会奉仕、など)	33.2	18.9	38.7	19.2	14.2	24.7
学校保健・思春期保健対策	9.2	12.9	16.6	10.2	12.5	13.2
市伝統・文化や郷土に関する教育	18.0	16.2	23.5	10.2	14.1	15.7
児童生徒の体力向上・健康増進	23.3	18.5	26.3	20.6	16.5	23.6
部活動・クラブ活動	14.6	11.6	17.6	31.5	24.1	34.5
学校給食・食育	39.2	43.7	49.2	34.5	31.8	38.5

1 | 子どもの豊かな心を育む教育の推進

●取組方針

- ① 児童生徒が安心して学習活動、その他の活動に取り組むことができるよう、「つくばみらい市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめや暴力行為等の未然防止に最善を尽くすとともに、問題解決に取り組めます。
- ② 子どもの豊かな情操や自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動するなどを育成するため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、子どもの読書活動、郷土教育・体験活動の充実を図ります。

●具体的施策の内容

①-1 いじめ・暴力行為等の未然防止及び問題への取組

「いじめ防止対策推進法」に規定される「つくばみらい市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの実態把握のための取組を進めるとともに、家庭・学校・関係機関との連携を図りながら早期発見と適切かつ迅速な対応に努め、いじめ見逃し0(ゼロ)を目指します。また、スマートフォンやSNSの普及によって新たな問題となっているいじめや仲間はずれなど、学校や家庭・地域が抱える新たな課題を共有し、地域ぐるみで取り組めるような体制を構築します。

いじめが起こらない教育環境の形成については、小中学校における生活アンケート調査や教育相談の充実を努めるとともに、いじめ防止フォーラムなどにより、問題の早期発見につなげます。

①-2 不登校への対応

不登校や引きこもりなどに対しては、適応支援教室※、「なのはな」において、よりきめ細かな対応を進めます。また、ICT 機器を活用して教室に入れない児童生徒がリモートで授業を受けられるよう検討します。

②-1 社会を生き抜く力の育成（道徳教育・人権教育）

道徳の時間を中心にしつつ、自己肯定感の醸成、命の大切さの認識、差別を許さない意識、危機管理能力の育成など、教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。

心のノートを活用した教育を推進するとともに、指導体制の充実や教員の指導力向上に努めるなど、児童生徒の発達段階、地域・家庭の実情に応じた取組を推進します。

学校における人権教育の充実を図るとともに、社会で自立するための基礎的な能力や態度の育成に努めます。また、中学生になると、性的マイノリティに気づく子どもも増えてくることから、配慮を行うとともに、教職員研修や人権教育の推進を図ります。

②-2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

性別にかかわらず一人一人が個性と能力を発揮できる社会について考え、学校においても学習や啓発を行い、性別に基づく固定的な考え方や役割をなくし、男女平等の社会を目指します。

②-3 子どもの読書活動の促進

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域、図書館、幼稚園、保育所、小中学校などが相互に連携を深め、読書環境の整備を推進します。

家庭・地域においては、保護者が読書の重要性を認識し、子どもの読書活動について理解を深め、各家庭において読書の推進が図れるように促します。

図書館においては、図書館資料の充実に努め、子どもと本を結び付けるための働きかけを、図書館内・館外にわたって行うように取り組みます。

幼稚園・保育所においては、幼児が絵本に関心を持ち楽しさを味わうことができるよう、保育室に本を配置する等、直接本に触れることができる環境づくりを目指します。

小中学校においては、児童生徒の「質のよい読書」が実現できるよう、図書資料の整備や学校司書・司書教諭の適正配置をすすめ、学校図書館の充実に努めます。

②-4 自然や歴史を学ぶ郷土教育・体験学習の充実

かけがえのない「ふるさと・つくばみらい」に対する郷土愛を醸成するため、地域の自然・歴史・民俗・文化などにふれる機会を設けるなど、郷土教育の充実に努めます。

具体的には、綱火(小張松下流・高岡流)、西丸山祈禱ばやしについて、保存会が小学校児童を対象に継承していきます。また、結城三百石記念館、間宮林蔵記念館などへの施設見学を通して地域の歴史を学ぶ機会をつくります。

また、生命や自然を大切に育てる心の育成、他人を思いやる心の醸成、さらには社会性、規範意識などを育てるため、関係機関や地域と連携した交流活動を実施するとともに、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の多様な体験活動の充実に努めます。

※適応支援教室:不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行う教室のこと。

2 | 子どもの心身の健康の保持増進

●取組方針

- ① 学校保健、学校給食、食育の充実により、児童生徒の心身の健康の保持増進を図ります。
- ② 安全で安心なおいしい給食を提供するとともに、給食を通じた食育を推進します。

●具体的施策の内容

①保健・体育の充実

体育・保健体育などの教科学習を中心に、学校の教育活動全体を通じた保健教育の充実を図るとともに、ヘルスプロモーション※の考え方を生かした健康教育を促進し、児童生徒の生きる力の形成を目指します。

また、体力アップ推進プロジェクト、スポーツチャレンジなどを通して学校における体育・スポーツ活動の充実を促進します。

②-1 安全・安心でおいしい給食の提供

学校給食は、学校教育の一環として、児童生徒の健全な発達に資するため、栄養バランスや食材の安全を確保しながら、おいしい給食の提供を目指します。

また、食物アレルギーを持った子どもも、クラスメートと一緒に安心して食事のできる給食の提供に努めます。

②-2 給食を通じた食育の推進

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭を中心とした学校・家庭・地域の連携による食育を推進します。

また、学校給食を活用した食育の充実を図るとともに、地産地消を推進します。

栄養教諭が給食の時間に各校のクラスごとに訪問し、その学年に即した内容の講話を行います。また、給食センターにおける試食(保護者・生産者)の際にも、市内で生産された農産物を食材に使用して、地産地消や食品ロスの削減に取り組んでいる等の講話を行うなど食育を推進します。

※ヘルスプロモーション:人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセスのこと。

3

学校や地域におけるスポーツ活動の充実

●取組方針

- ① スポーツ基本法に基づき、スポーツは健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識のもと、学校・スポーツ団体・家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながらスポーツ活動を推進します。

●具体的施策の内容

①子どもの体力増進とスポーツ活動の充実

子どものスポーツ機会の拡充を目指し、体育・保健体育の授業、運動部活動等の学校体育に関する活動や地域スポーツを通して、すべての子どもがスポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境の整備を図ります。

学校体育においては、地域の指導者の導入など指導体制の充実に努めるとともに、土曜・日曜の部活動を地域に移行するなど取組を検討します。

地域においては、子どものスポーツ活動への参加を契機として、スポーツ機会の提供拡大に努めます。

また、運動が好きになるきっかけとしての野外活動やスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

さらに、スポーツ活動に携わる学校、団体、指導者、ボランティアの連携・協力体制の強化を図ることで、子どもが多種多様なスポーツの機会を得られるよう取り組みます。

第3節 新しい時代の教育を支える環境を創る



●重点施策

重点施策1 より良い教育環境を目指すプロジェクト

教育施設の適正配置により、本市の子どもがより良い教育環境の中で学ぶことができるよう教職員の働き方改革、中学校の新設等に取り組みます。

また、施設の安全確保と設備の充実に努めるとともに、ICTなど時代に対応した学習活動のための設備の充実を図ります。

重点施策2 すべての人にやさしく安全を高めるプロジェクト

子どもが安全で安心して過ごせる環境を目指し、市民・地域・企業と協力し、ハード・ソフト両面からの交通安全対策、大規模災害に備えた防災対策、防犯対策の充実・強化を図ります。

さらに、放課後の子どもの居場所づくりの観点から、放課後子ども総合プランの充実を図ります。

●施策の体系

基本方針	具体的施策
1. 安全・安心な学校施設づくり	①学校施設・設備の充実
	②快適な教育環境づくり
2. 子どもの安全・安心の確保	①登下校時の見守り対策及び交通安全対策の充実・強化
	②防災・防犯対策の充実・強化
3. 学校の適正配置の推進	①-1 小中学校の適正配置の推進及び通学区の検討
	①-2 新設中学校の建設
4. 教職員の働き方改革	①働き方改革の推進
5. 家庭と地域の教育力の向上	①-1 家庭の教育力の向上
	①-2 地域の教育力の向上 (地域コミュニティの協働による家庭教育支援)
	①-3 放課後の居場所づくり
6. 地域とともにある学校づくりの推進	①-1 地域との交流や人材の有効活用
	①-2 学校・地域・家庭の連携
	②コミュニティ・スクールの検討

●目標指標

指標	2021年度 (令和3年度) 現状値	2027年度 (令和9年度) 目標値
中学校の適正配置	—	新設1校
【指標の考え方】新設中学校の事業を進捗させ、早期の開校を目指す。		
1ヶ月の超過在校時間が45時間以内の教職員の割合 (4月～7月の超過在校等時間の平均)	63.8%	100.0%
【指標の考え方】働き方改革に伴い、教職員の意識改革を行うとともに、1ヶ月の超過在校時間が45時間以内の教職員の割合を高める。		
放課後子ども教室参加者数(年)	8,127人	14,600人
【指標の考え方】放課後の子どもの安心・安全な居場所づくりのため、地域と連携した多様な体験活動を行う、放課後子ども教室の延べ参加者数増加を目指す。		

●市民満足度の目標値

つくばみらい市学校教育の満足度 (満足とやや満足の合計)	小学校			中学校		
	計画当初(%)	現況値(%)	目標値(%)	計画当初(%)	現況値(%)	目標値(%)
	2015年度 (H27年度)	2021年度 (R3年度)	2027年度 (R9年度)	2015年度 (H27年度)	2021年度 (R3年度)	2027年度 (R9年度)
緊急時の保護者との連絡体制	44.7	41.6	45.7	28.1	34.1	40.1
通学路の安全確保対策・交通安全教室	30.5	32.8	36.0	14.3	20.7	28.1
防災・防犯(避難・防災訓練など)	34.7	36.3	40.2	21.8	26.4	32.0
学校行事(運動会・文化祭など)	41.1	29.3	42.1	42.3	22.1	43.3
学校施設・設備の充実	30.3	38.9	49.5	16.3	18.5	22.8
地域との交流や人材の有効活用	17.8	16.4	18.8	7.8	12.0	16.2

1 | 安全・安心な学校施設づくり

●取組方針

- ① 児童生徒が安全・安心な教育環境の中で学習できるよう、学校施設の耐震化や老朽化対策を進めるとともに、防災機能・防犯機能などの強化を図ります。
- ② 防犯、バリアフリー、環境保全の観点などから設備の充実を図るとともに、教育環境は学習効果を高める要因ともなることから、ハード整備等と併せて快適な教育環境を目指した設備の充実を図ります。

●具体的施策の内容

①学校施設・設備の充実

学校施設は、児童生徒の学習の場であるだけでなく生活の場でもあるとともに、災害時における避難所・防災拠点として、また地域コミュニティの拠点としての役割をはたしていることから、耐震化、防災機能の強化(非構造部材の落下防止対策)等、計画的に推進します。

小中学校の校舎及び屋内運動場については、建物の耐震化が完了(2015年度(平成27年度))しており、今後、非構造部材の耐震化を計画的に実施していきます。

②快適な教育環境づくり

学校の施設については、建築後25年以上を経過した建物が大部分を占めていることから、老朽化対策や長寿命化改修など、計画的に推進します。

また、学校の設備については、災害時の避難場所として地域住民が利用することも想定されることから、高齢者や障がい者に対応したバリアフリー※化(多目的トイレの設置等)など、各学校の実情に合わせた整備を検討していきます。

ICT化の推進によって、学習用タブレットが一人一台となった現在、各校内の通信設備の強化に努め、スムーズなICT授業環境を目指します。

※バリアフリー:路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリアなど高齢者や障がい者にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。

2 | 子どもの安全・安心の確保

●取組方針

- ① 学校の安全・安心の確保を図るにあたっては、生活安全・交通安全・災害安全の視点に立ち、児童生徒が自らの安全を守るための能力を身に付けさせるための安全教育を推進するとともに、学校の安全に関する組織的な取組を推進します。
- ② 学校の施設及び設備の整備・充実を図るとともに、地域社会や家庭と連携した取組を展開します。

●具体的施策の内容

①登下校時の見守り対策及び交通安全対策の充実・強化

通学路については、関係機関との連携により、交通安全施設や道路整備など交通安全の確保に取り組むとともに、家庭・地域の協力のもと安全点検等の強化に努めます。

登下校時においては、地域のボランティアによるスクールガード[※]や、常総地区交通安全協会、常総地区交通安全母の会連合会、保護者等の協力による立哨活動などを継続します。

また、通学路の安全確保に関する取組の方針としての「つくばみらい市通学路交通安全プログラム」に基づき、道路整備を推進します。

交通安全教育については、意識啓発が重要であることから、小・中学校・警察・交通関係団体と連携し、登下校時の徒歩や自転車の運転など交通安全教室を実施します。

②防災・防犯対策の充実・強化

災害安全の観点からは、安全教育の一環として、自然災害を想定した避難訓練などを通じて、学校の防災力強化を図るとともに、防災の時間を確保するなど防災教育の充実を図ります。また、災害時など緊急時に保護者へスムーズに連絡が行える方法も検討します。

生活安全の観点からは、学校施設・設備の安全点検を含む「学校安全計画」及び「危険等発生時対処要領」の改善を行うなど安全管理体制の充実を図ります。

また、スクールガードリーダー[※]を活用した保護者や地域のボランティアの養成・研修の促進等により家庭・地域・関係機関と連携した学校安全を推進します。

LED防犯灯や街灯防犯カメラの設置により、児童生徒の防犯対策の充実を図ります。

学校内においては、小中学校での不審者対応避難訓練を実施するとともに、常総地区防犯協会、各校見守り隊による登下校時の立哨指導[※]に努めます。

※スクールガード：あらかじめ各小学校に登録した地域住民が、学校内を巡回したり、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行ったりする学校安全ボランティアのこと。

※スクールガードリーダー：学校の防犯体制及びスクールガードの活動に対して専門的な指導を行う者のこと（警察官OB等に委嘱）。

※立哨指導：通学路や校門などに立ち、児童生徒が登校してくる様子を見守りながら声を掛けたりすること。

3 | 学校の適正配置の推進

●取組方針

- ① 小学校については、これまで「複式学級」の解消を最優先に進めてきました。今後の義務教育施設(小学校・中学校)の適正配置のあり方については、児童生徒数の推移を把握しつつ、基本的な考え方を整理し、子どもにとって、より良い教育環境の整備・充実を推進します。

●具体的施策の内容

①-1 小中学校の適正配置の推進及び通学区域の検討

小中学校の適正配置を進めるにあたっては、児童生徒、保護者及び地域の合意形成を図るとともに、まちづくりの視点を考慮しながら、最適な教育環境を総合的に検討していきます。また、児童生徒数の動向を踏まえ、実態にあった新たな通学区域の設定、遠距離通学となる児童生徒への配慮に努めます。

①-2 新設中学校の建設

みらい平地区には、子育て世代を中心に多くの方が移り住んでおり、それに伴い、みらい平地区の子どもの数も年々増加し、現在、みらい平地区の小学生は市内全体の半数以上となっています。今後も、みらい平地区を中心に中学生が増加することが見込まれています。

このような現状から、子どもの教育環境を整え、安心して子育てができる環境を充実させるため、みらい平地区に新設中学校を建設します。

4

教職員の働き方改革

●取組方針

- ① 質の高い教育環境をつくるため、教職員の働き方改革を推進します。

教職員の業務量の多さが課題となっており、教職員の負担を減らすためにも、国では外部人材の活用やICTの推進等により更なる改善策の検討が進められています。こうした動向を踏まえ、教員の事務処理等の業務負担を軽減します。また、コミュニティ・スクールの推進により、地域の応援を得ることで、教職員と地域との役割分担を進め、教員が子どもと向き合う時間を確保し、児童生徒一人一人に応じた指導の充実を図ります。

●具体的施策の内容

- ① 働き方改革の推進

小・中学校の教職員の負担軽減を図るため、「働き方改革アクションプラン」を進め、教員をサポートするスクール・サポート・スタッフの配置を拡大します。

中学校の部活動において、平日は顧問教員が指導を行い、土曜日曜は専門的な技術指導を行う「部活動外部指導員」の配置を進めます。校外の大会への引率等、顧問教員に代わって技術指導以外の活動もできる「部活動指導員」の配置を進めます。

5 | 家庭と地域の教育力の向上

●取組方針

- ① 教育の第一義的な責任は保護者にあることを踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域や学校を始めとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを支援するとともに地域コミュニティの協力のもと、家庭教育支援を強化します。

●具体的施策の内容

①-1 家庭の教育力の向上

現代社会の家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難になってきていることを踏まえ、基本的な生活習慣の習得や自立心の育成、心身の調和のとれた発達など家庭教育のもつ役割を家庭が担えるよう支援に努めます。

そのため、親子の育ちを応援する学習機会の充実を図るとともに、個々の家庭が抱える課題に対応した会議の実施や相談体制の充実に努めます。

また、ICT環境の整備が進み一人一台端末となった現在、情報モラルの教育は保護者と学校が連携し、強化に努めます。

①-2 地域の教育力の向上（地域コミュニティの協働による家庭教育支援）

家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者など地域の人材を生かした交流や相談など支援の充実を図ります。

PTAなどとの連携により、学校や子育て広場などを活用した学習機会の拡大を図ります。

家庭教育学級については、幼稚園、小学校、中学校の全学年の保護者を対象として、家庭教育学級生を募り、学習会などの催しに参加していただきます。

①-3 放課後の居場所づくり

つくばみらい市の子どもに対し、安全・安心な放課後の活動拠点(居場所)を提供するため、すべての児童を対象に、体験活動や交流活動を実施する「放課後子ども教室」と留守家庭の児童を対象に生活の場を提供する「放課後児童クラブ※」を一体化または連携して実施する「放課後子ども総合プラン」を推進します。

放課後子ども教室については、平日の放課後週一回、学校の余裕教室等を活用し、様々な体験活動や交流の機会を提供していきます。

放課後児童クラブについては、児童数の増加に対応し、受け入れ体制の充実を図ります。

放課後子ども総合プランについては、すべての放課後児童クラブと放課後子ども教室を民間委託し、一体型での運営を中心に継続していきます。

※放課後児童クラブ：児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供すること。

6

地域とともにある学校づくりの推進

●取組方針

- ① すべての学区において学校と地域が連携・協働する体制が構築されるよう、全市的な取組として学校や子どもの活動を支援するとともに、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ② 学校や公民館などを核とした地域コミュニティの形成を目指した取組を促進します。

●具体的施策の内容

①-1 地域との交流や人材の有効活用

「放課後子ども教室」などの取組を充実させ、保護者はもとより、地域住民の参画により子どもの学びを支援するための体制をつくります。

また、地域コミュニティの活動と学校行事などとの連携により地域との交流を広げるとともに、文化・芸術活動やスポーツ活動などにおいて高い技術をもつ地域住民の協力のもと、学校教育や部活動指導員などに効果的に生かします。

①-2 学校・地域・家庭の連携

地域の教育資源を結び付け、学校や公民館などを拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立するため、すべての学校区において学校と地域が連携・協働する体制を構築することを目指します。

また、地域に開かれた学校づくりを目指し、保護者に加えて地域に向けて、学校だよりの配布、ブログ発信、緊急メールなどを配信するとともに、「110 番の家」との連携に努めます。

②コミュニティ・スクールの検討

保護者・地域とともにある学校づくりにより、子どもが抱えている課題を地域ぐるみで解決するための仕組みづくりや質の高い学校教育の実現を図ります。そのためコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)[※]の実施・拡大を図ります。

[※]コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度):学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

第4節 生涯を通じ、いきいきと活躍する学びを創る



●重点施策

重点施策1 いつまでもいきいき学べる生涯学習プロジェクト

人生100年時代に対応した質の高い生涯学習環境を目指すとともに、市民一人一人が生涯を通して自ら学び豊かな人生を送れるような生涯学習社会の構築を目指します。

そのため、生涯学習情報の積極的な提供や幅広い世代が参加できる講座を開設するとともに、インターネットの活用、利用サポート等により、誰もが施設を利用しやすいよう、公民館など生涯学習施設の利用度向上を図ります。

重点施策2 すべての人がたのしめるスポーツのまちプロジェクト

競技スポーツの経験の有無や年齢にかかわらず、誰もが気軽に体力づくりや健康づくりに取り組めるスポーツのまちを目指します。そのため、特に子どもや高齢者、障がい者のためのスポーツ環境の充実に努めるとともに、市民や地域の目線に立った既存施設のリニューアル、新たな運動施設の整備を図ります。

●施策の体系

基本方針	具体的施策
1. 生涯学習環境の構築	①生涯学習への市民参加の促進
	②生涯学習活動の促進
2. 質の高い学習機会の充実	①市民のニーズや市民に役に立つ質の高い講座・教室の充実
	②-1 地域人材を活用した生涯学習の推進
	②-2 国際交流の推進
	③-1 図書館事業の充実
3. 生涯学習施設の整備・充実	③-2 公民館事業の充実
	①施設の整備と設備の適切な維持管理
4. 生涯スポーツの推進	②生涯学習施設の利便性の向上
	①-1 市民のスポーツ活動・競技スポーツの支援
	①-2 市民のスポーツ活動の促進と指導者の育成
5. 地域の文化や伝統の次世代への継承	②市民の体力づくり・健康づくりの促進
	①-1 地域の歴史・文化資源の活用
	①-2 文化財の保存と活用
6. 青少年の健全育成への取組	①-3 文化・芸術の振興と地域における文化活動の支援
	①青少年健全育成活動の支援

●目標指標

指標	2021年度 (令和3年度) 現状値	2027年度 (令和9年度) 目標値
生涯学習講座参加者の満足度	96.6%	100.0%
【指標の考え方】生涯学習講座参加者のニーズを把握し満足度向上を目指す。		
図書館資料の個人貸出点数（年）	272,762点	280,000点
【指標の考え方】個人貸出点数の増加を目指す。		
公民館利用者数（年）	8,597人	9,100人
【指標の考え方】公民館の年間利用者数の増加を目指す。		
スポーツ協会会員数	1,528人	1,600人
【指標の考え方】スポーツ関係団体等の会員数の増加・維持を目指す。		
スポーツイベント・教室開催数（年）	2回	25回
【指標の考え方】毎年2回以上の新規イベント（教室等含む）。		
スポーツ施設利用者数（年）	90,030人	100,000人
【指標の考え方】毎年2千程度の利用者数の増加を目指す。		
文化施設来館者数（年）	4,126人	4,200人
【指標の考え方】結城三百石記念館、間宮林蔵記念館の来館者数の増加を目指す。		
「青少年の健全育成に協力する店」登録店舗の割合 (コンビニエンスストア・携帯電話販売店・飲食店等)	74.4%	92.0%
【指標の考え方】青少年健全育成に協力する店への訪問件数の増加を目指す。		

●市民満足度の目標値

つくばみらい市学校教育の満足度 (満足とやや満足の合計)	計画当初(%) 2015年度(H27年度)	現況値(%) 2021年度(R3年度)	目標値(%) 2027年度(R9年度)
図書館事業(講演会・読み聞かせなど)	12.5	9.3	13.5
図書館の蔵書や視聴覚資料の充実	15.4	18.2	21.0
図書館の利用時間	15.9	19.8	24.7
コミュニティーセンターの施設・設備の充実	24.4	29.3	35.2
コミュニティーセンターの利用時間	17.3	23.1	29.9
文化財の保護・保全や郷土芸能、伝統文化の伝承	9.1	10.5	12.1
公民館などでの講座や教室の内容	9.8	11.1	13.3
公民館の施設・設備の充実	15.2	20.7	27.2
公民館の利用時間	12.7	17.6	23.5
サークル活動団体間の交流やネットワーク	3.7	5.2	6.2
体育施設・グラウンドなど施設の充実	10.0	9.6	15.5
子どものスポーツ活動への支援	9.6	13.0	17.4
スポーツ・レクリエーション活動への支援	9.4	7.4	12.9
文化・芸術活動に対する市の支援・情報提供	6.2	6.5	8.2
子どもに対する文化・芸術活動の充実	6.9	12.7	18.5
近隣市町村との連携・施設の相互利用など	4.3	4.9	5.5
講師、指導者などの人材情報	3.5	5.6	7.7
指導者や芸術家・文化人の招致	3.2	3.7	4.2
県や近隣市町村等の講座イベント情報	6.5	5.6	7.5

1 生涯学習環境の構築

●取組方針

- ① 様々な市民ニーズにあった学習機会の場や、きっかけづくりの提供に努め、多くの市民が楽しく学び続けることができる生涯学習を目指します。また、学んだことを生かせる機会の増進を目指します。
- ② 学習機会の充実を図るため各団体間のネットワーク化の強化を図ります。

●具体的施策の内容

①生涯学習への市民参加の促進

市民の生涯学習に対する興味関心を高めるとともに、市民のニーズにあった様々な講演会やイベントの開催により市民の生涯学習への自主的な参加を促します。また、若者や親子、一人でも参加できる講座や教室の充実を努めます。

高齢者を対象とする「よつわ大学※」や各公民館等で実施されている講座・教室の充実を図るとともに、若い世代のニーズにあった講座・教室の企画・実施、地域における様々な活動や行事を通じて、若者の参加を促し、交流する機会の充実を図ります。

②生涯学習活動の促進

学習成果の活用促進を図るため、講座等で学んだ市民が受講後サークルに移行し、自主的な学習活動が継続できるようサポートを行い、学習成果を地域に還元できる環境形成に努めます。

学習機会のきっかけ作りとして、ホームページなどを活用した各種サークルの活動紹介や講座の開催、講師などの情報提供の充実を図ります。また、市民が新たに参加しやすいよう、メールでの参加申し込みの他、電子申請などによる申し込み窓口の増設を推進します。

また、団体間の交流やネットワークを強化することで生涯学習活動の充実と活性化を図ります。

※よつわ大学：市内在住者60歳以上を対象に、様々な活動を通して交流を深める場。「よつわ」は希望・親睦・協力・健康の4つの輪に由来する名称のこと。

2 | 質の高い学習機会の充実

●取組方針

- ① あらゆる世代の市民が受講したくなる生活に役立つ講座や教室の提供を目指します。
- ② 地域の優れた人材の活用を図ることで更なる講座や教室の充実を図ります。
- ③ 誰もが利用しやすい施設環境づくりや施設サービスの提供に努めます。

●具体的施策の内容

①市民のニーズや市民に役に立つ質の高い講座・教室の充実

単発の講座だけでなく、生活に役立つ講座や資格取得に役立つ講座など、ステップアップしていく講座・知識を習得するための講座の充実を図っていきます。

また、子育て世代、勤労世代、高齢者向けなどライフステージに即した学習ニーズに対応する講座や教室の提供に努めます。

②-1 地域人材を活用した生涯学習の推進

各分野での優れた経験や知識、技術をもつ人材を生涯学習講座等で生かすために、人材バンク制度※を推進します。また、講座などで学んだ内容を地域に還元できるシステムの導入を検討します。

②-2 国際交流の推進

多文化共生に対する理解と認識を深めるため、地域の優れた人材や各種関係団体等と連携して交流活動等を行い、日本語教育や国際交流に関わるボランティア等、多文化共生を実践する人材の育成を図るとともに支援に取り組みます。

③-1 図書館事業の充実

利用者の多様なニーズに対応した資料の充実を図るとともに、蔵書数を確保するため、施設の整備も視野に入れ、計画的な蔵書整備を進めます。

近隣市町村、学校図書館と連携・協力し、蔵書の相互利用を推進します。

図書館の利用に障がいのある人への合理的配慮として、サービスやルールの必要かつ適切な変更等の調整を行い、基礎的環境整備として、障がい者・高齢者等が円滑に図書館を利用できるよう、施設・設備の改善と整備に努めます。

幼児・児童を対象としたおはなし会の開催やボランティアグループによる読み聞かせ会などの子どもが読書に親しむことができる環境づくりを推進します。

③-2 公民館事業の充実

公民館では、地域住民のニーズを把握し、地域が抱える様々な教育課題への対応について、主導的に学習機会を企画し、提供します。

一般的な教養講座のほか、地域防犯、防災教育、消費者教育など民間では提供されにくい分野の講座を開設し、関係部局や関係機関と連携・協力しながら、地域の課題解決に向けた学習や地域活動の支援を行い、地域コミュニティの形成につなげていきます。

※人材バンク制度：市内居住者等ですぐれた知識や技術・技能を有する方々を紹介し、市民の多様な生涯学習活動を手伝うことを目的とした制度のこと。

3 | 生涯学習施設の整備・充実

●取組方針

- ① 老朽化した施設の改修や既存施設の耐震化などにより、誰もが安心して利用できる生涯学習施設を目指します。
- ② 施設利用や施設へのアクセスの利便性を高めることで、誰もが学びたい時に学び、利用したいときに利用できるような施設利用の改善に取り組みます。

●具体的施策の内容

①施設の整備と設備の適切な維持管理

身近な生涯学習施設である公民館やコミュニティセンターなどについては、老朽化した施設や既存施設の補修・補強・改修を適時進め、子ども、高齢者、障がい者を含めて誰もが安心して安全に利用できる施設整備を進めるとともに、適切な維持管理を行います。

また、住民のニーズや地域バランスを検討した上で、新たな施設の整備検討、既存施設の整備等により、施設の有効活用と効率的な運営管理に努めます。

②生涯学習施設の利便性の向上

生涯学習施設の利用にあたっての手続きを簡素化するとともに、インターネット等を活用した予約システムを段階的に導入することを検討し、より利便性の向上に努めます。

生涯学習施設やスポーツ・レクリエーション施設の利用について、住民のニーズや施設利用状況などを踏まえ、公共交通による利便性の向上に努めます。

4 | 生涯スポーツの推進

●取組方針

- ① 市民の健康の維持・増進を図るため、スポーツ活動の場や機会の充実に努めるとともに、スポーツを楽しむことのできる環境整備を目指します。
- ② 安全で利用しやすい施設環境づくりを目指します。

●具体的施策の内容

①-1 市民のスポーツ活動・競技スポーツの支援

つくばみらい市スポーツフェスティバルなどの本市ならではのスポーツイベントを通して、スポーツへの興味・関心を高めるとともに、スポーツ活動の場や機会の提供を図ります。

また、スポーツイベントの開催を通じた、地域スポーツの推進や、生涯スポーツの充実に目的として、トップスポーツと地域におけるスポーツ※との連携・協働の推進を図ります。

①-2 市民のスポーツ活動の促進と指導者の育成

スポーツを「する人」だけではなく、スポーツを「みる人」、指導者やボランティアといった「支える人」にも着目し、全ての人々が生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境の整備と充実に努めます。

スポーツ・レクリエーション活動を支援する幅広い知識と専門指導技術を備えた人材の発掘・育成に努めます。

②市民の体力づくり・健康づくりの促進

幼児から高齢者まで気軽にスポーツを楽しめる「生涯スポーツ社会」を目指し、「誰でも」「いつでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる場として、総合型地域スポーツクラブの充実に努めます。また、活動がさらに継続・発展できるよう、地域の実情やニーズにあったクラブの在り方について指導・助言を行います。

誰もが安全にスポーツを楽しむことができるよう、ユニバーサルデザイン※に配慮した安全で利用しやすい施設環境づくりを行います。

また、施設の効率的な管理と魅力的な事業展開により施設の利用促進を図ります。

※トップスポーツと地域におけるスポーツ：スポーツを人々にとって身近なものとするためには、トップアスリートなどの優秀な技術や経験を地域スポーツに有効に活用し、地域スポーツとトップスポーツの好循環を推進すること（「地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト事業（文部科学省）」より）。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無にかかわらず、全ての人にとって使いやすいよう意図して作られた製品・情報・環境のデザインのこと。

5

地域の文化や伝統の次世代への継承

●取組方針

- ① 地域や学校と連携し、幼い頃から文化芸術に触れ、若い人や新しい住民が地域のイベントやお祭りなどに参加し、関わることで、地域の文化や伝統を次世代に継承します。

●具体的施策の内容

①-1 地域の歴史・文化資源の活用

間宮林蔵記念館や結城三百石記念館の文化施設については、幼い子どもも楽しめる展示などを充実させるとともに、地域や学校と連携して文化芸術を鑑賞・体験できる取組を推進します。

市内に残る、木造不動明王及二童子立像(国指定重要文化財)、綱火(国指定重要無形民俗文化財)などのすぐれた文化財や伝統芸能などを公開・活用して、本市の魅力を市内外にアピールすることにより、地域の活性化を図ります。

①-2 文化財の保存と活用

埋蔵文化財の所在の確認や各種調査を的確に行うとともに、文化財に関する情報収集に努め、価値の高い文化財については、国・県指定等にするなど保護に努めます。また、指定文化財を広く市民に紹介し、文化財の普及・啓発に努めます。

文化財に対する理解と認識を深めるとともに、保存意識の高揚や後継者の育成等を促進し、担い手の継承や、伝統文化に対する普及啓発を図ります。

①-3 文化・芸術の振興と地域における文化活動の支援

地域の伝統文化を継承し発展させるため、幼い頃から伝統文化を体験する取組を推進します。また、若い人や新しい住民が地域に溶け込み、まちや地域への愛着が深まるよう、行事やお祭り等の地域の活動を支援します。

文化芸術体験活動の充実を図るため、指導者の支援・確保や、発表の場の提供に取り組めます。

6 | 青少年の健全育成への取組

●取組方針

- ① 次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、社会の担い手にふさわしい自立した個人としての自己を確立できるよう、青少年の健全育成を図ります。また、インターネットの普及に対応し、青少年を取り巻く有害情報対策を進めます。

●具体的施策の内容

①青少年健全育成活動の支援

「青少年育成つくばみらい市民会議」など青少年の健全育成に取り組む団体との連携を図り、青少年を犯罪被害や有害な環境から守ります。

また、「青少年育成つくばみらい市民会議」と地域の連携を図り、各地域の特性に応じた青少年健全育成活動を実施していきます。

第4章
計画の推進に向けて

1 | 市内・家庭、地域・関係機関との連携

●市内推進体制

教育に対する様々な課題に的確に対応していくため、教育現場における連携はもとより、市内の連携(教育委員会と市内各部署)を図り、効果的で質の高い教育行政の展開を目指します。

そのため、本計画に位置づけられている施策の推進にあたっては、関係各課による市内推進体制に基づき、必要に応じて協議を図りながら進捗管理を進めます。

●家庭、地域との連携

教育の原点は家庭であり、教育機関と家庭との連携が重要であることから、幼児期からの切れ目のない連携を図ります。

また、地域に開かれた学校教育の推進や、地域文化の保存・継承などにおいては、地域の力が重要であることから、地域との連携を積極的に推進します。

●関係機関との連携

国・県などの関係機関との連携を図り、本市に取り入れることができる事業については、積極的に取り組んでいきます。

さらに、キャリア教育や郷土教育、体験学習、放課後の学習支援や、地域に根差した生涯学習活動の推進などにおいては、市内の事業所やボランティアなどの協力を得ながら、市全体で取り組んでいきます。

より多くの協力を得るため、教育に関する様々な情報を積極的に発信し、情報共有に努めます。

2 | 教育大綱との関係

「教育振興基本計画」は「教育基本法」、「教育大綱」は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき策定されることが原則となっています。

本計画は、教育基本法に基づき、国・県の計画を参酌し、「基本理念・基本目標」と「施策の展開」で構成されますが、「基本理念、基本目標」は「本市教育大綱」の全文を充てるものです。

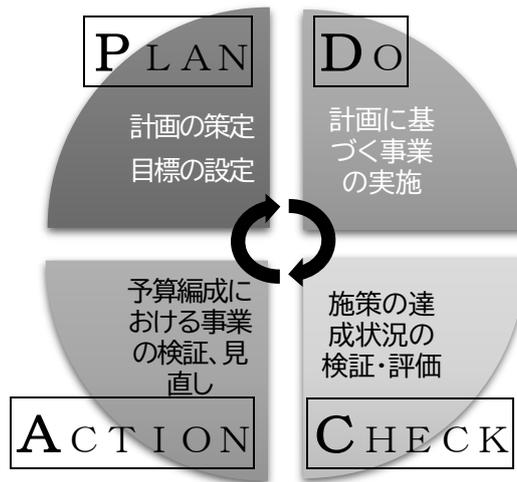
今後、新たな「教育大綱」が策定される場合は、「教育振興基本計画」の見直しを検討します。

3

進行管理手法の検討

●進捗状況の点検（PDCAサイクル）

本計画は、PDCAサイクル(PLAN「企画・立案」—DO「実施」—CHECK「分析・評価」—ACTION「改善」)により、進捗状況の点検を実施します。



計画の改定時の評価としては、目標指標(総合計画と整合)及び市民満足度の目標値の評価を実施し、計画の推進状況について検証します。

また、毎年度の検証・評価については、「つくばみらい市教育委員会事務の点検及び評価実施要綱」に基づき実施する「点検及び評価」と時期を合わせて、基本目標ごとの「取組方針」「具体的施策」の達成度や効果について検証します。

評価の結果については、「点検及び評価」と併せて、市民に公表するものとします。

実施時期	評価項目	検証・評価方法
2027年度 (令和9年度) 改定時に実施	目標指標	目標指標(総合計画と整合)に対し、達成状況进行评估する (重点施策実現のための成果指標及び活動指標)
	市民満足度の目標値	市民満足度の目標値に対し、達成した数値をもって評価する (アンケート調査による満足度の目標値)
各年度の 点検・評価と併 せて毎年実施	取組方針	毎年度、年度目標を掲げ、年度末の実施状況进行评估する。
	具体的施策	

●教育を取り巻く状況等の変化への対応

計画の推進過程においては、社会・経済情勢の大きな変化や国の制度改定など、教育を取り巻く状況の変化が考えられます。

これらの変化に臨機応変に対応するとともに、計画の実施状況から、その内容を精査し、必要に応じて計画を適宜、適切に見直します。